

海岸管理の新たな展開

—減災と予防保全型の維持管理の考え方を導入—

河川研究部 海岸研究室 室長 諏訪 義雄

(研究官
(博士(農学)) 渡邊 国広

(キーワード) 海岸、減災、維持管理

1.

1. 海岸管理のあり方検討委員会が提言を発出

2013年10月4日から2013年12月16日にかけて、「海岸管理のあり方検討委員会」が農林水産省の農村振興局と水産庁、国土交通省の水管理・国土保全局と港湾局によって計4回開催され、提言が発出された。日本の海岸では、1999年の海岸法改正以降、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に起因する津波等による被害、海岸保全施設の老朽化の進行等、様々な課題が顕在化していることから、今後の海岸管理のあり方を検討したものであり、海岸研究室は事務局を技術的にサポートする役割を担った。

委員会では「海岸管理における減災対策の明確化」と「海岸の維持管理の充実」が特に重要な議題として取り上げられた。前者は、これまで考慮されてこなかった、海岸保全施設が有する「減災機能」にも目を向けるという画期的な内容であり、後者は海岸においても維持管理を充実させていく「社会資本メンテナンス元年」という時宜にかなったものであった。

2. 海岸管理における減災対策の明確化

新たに海岸管理に導入されることになった「減災」の考え方は、東日本大震災における被災を踏まえて中央防災会議等から示されていたものである。東日本大震災以降、海岸研究室でも取り組んでいる粘り強い構造の堤防や、堤防と一体的に樹林が整備された「緑の防潮堤」（図）は、例えば津波が堤防を越流した場合にも、破堤する時間を遅らせることによって背後地における浸水深の低減、避難時間の確保などの効果が期待されている。

減災の考え方が導入されることで、従来の海岸の「線」と海域の「面」だけでなく、陸域の「面」まで考えることが求められるようになるので、これまでの海岸管理のあり方の大転換となる。今後は、市町

村による避難・土地利用計画や他の防災・減災対策との連携・調整等、背後地も含めた沿岸地域における総合的な防災・減災対策を推進することが求められることになるであろう。

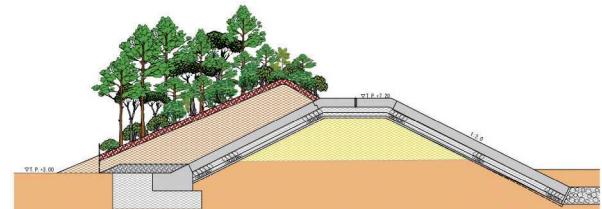


図 粘り強い構造の海岸堤防と一体整備された樹林

3. 海岸の維持管理の充実

現在でも建設後50年以上を経過した海岸保全施設が約4割存在し、今後も急速な老朽化が見込まれる。さらに施設だけでなく、砂浜の侵食対策も対象に含まれる点が海岸管理を難しくしている。

委員会で予防保全型の維持管理を徹底していくことが議論されたことで、都道府県管理が中心の海岸においても、その重要性が認識されることになった。ただし、予算や人材が限られている現状もあるため、市町村や海岸で活動している民間団体等との連携を強化することも議論された、海岸においても行政任せではなく、住民も共に管理していくという流れにあることが明確になったと言えよう。

4. その他

委員会では、上記2つの議題の他にも、砂浜の侵食対策、沖ノ鳥島の保全、地球温暖化への適応策についても議論がおこなわれた。今後は、発出されたとりまとめ内容に基づいて海岸管理が実施されるよう、制度の整備が進められていく予定である。

【参考】

海岸管理のあり方検討委員会資料

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaigankanrinoarikata/index.html